

## 1. 災害弔慰金の内容

平成23年東日本大震災により死亡された方の遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

- ・受給される方の主たる生計維持者が死亡した場合：500万円
- ・その他の方が死亡した場合：250万円

## 2. 対象となる方

- ・災害により死亡した方（被災時に名取市に住所を有した方）の配偶者、子、父母、孫、祖父母のうち、右の順位に基づき順位の高い方を遺族の代表とし、支給します。
- ・ただし、上記のいずれの方もいない場合は、死亡された方の死亡当時その方と同居、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹に支給します。
- ・それ以外の兄弟姉妹その他の親族又は親族以外の方は支給の対象には含まれません。

支給順位	対象者	
①	死亡された方 によって主と して生計を維 持されていた	配偶者
②		子
③		父母
④		孫
⑤		祖父母
⑥	上記以外	配偶者
⑦		子
⑧		父母
⑨		孫
⑩		祖父母

※「主として生計を維持されていた」場合とは、いわゆる被扶養者であり、所得税法にいう控除対象配偶者及び扶養親族（法第2条第1項第33号、34号）となる方をいいます。

## 3. ご提出いただく書類

- 災害弔慰金受領申出書（様式1）
- 支給調査票（兄弟姉妹用）（様式1-2）（兄弟姉妹の場合のみ様式1に加えて）
- 口座振込依頼書（様式2）
- 受領される方の身分証明書の写し（運転免許証、健康保険証、年金証書等）
- 死亡診断書（検案書）等の写し
- 災害による死亡の推定に関する申立書（様式4）（遺体未発見者の場合のみ）
- 振込口座の通帳の写し（金融機関名、取引店名、口座番号が印字されたページ）

## 4. 注意事項

- ・「当該死亡に関しその方が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるもの」が支給される場合、災害弔慰金は支給されません。（警察表彰規則や消防表彰規定に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金等）
- ・後日、電話等で状況を確認させていただく場合があります。
- ・お申込から支給までは早くても2ヶ月程度かかります。振込予定日は通知いたします。

## 5. 書類の提出先・お問い合わせ先

場 所：仙台法務局名取出張所2階 名取市震災復興部生活再建支援課  
（名取市増田字柳田570-2）

電 話：022-383-6232

受付時間：8:30～17:00（土曜日・日曜日、祝日、年末年始を除く）

（郵送の場合の送付先）

〒981-1224 名取市増田字柳田570-2 名取市震災復興部生活再建支援課 行